

南房総市総合計画審議会規則

平成 26 年 3 月 26 日
規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南房総市附属機関設置条例(平成 26 年南房総市条例第 1 号)に基づき設置された南房総市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、南房総市総合計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民代表
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 学識経験者
- (4) 市議会議員

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 22 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。